

指定居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 白美会
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2
代表者名	理事長 種子田 吉郎
電話番号	025-362-0260

2 事業所概要

事業所名称	しろね総合介護サービス
所在地	新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2
電話番号	025-362-0277
サービスの種類	指定居宅介護支援
指定番号	1570104255
サービスを提供する地域	新潟市南区、西区、秋葉区、江南区

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

医療法人社団 白美会が開設する『しろね総合介護サービス』(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の職員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護支援専門員等は、利用者が要介護状態等になった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができるように支援し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、回復並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

事業所は、事業の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類の種類に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所の職員体制

	資 格	勤 務 の 体 制
管理者	主任介護支援専門員	常勤1名
サービス提供者	介護支援専門員	常勤1名以上
事務職員		適宜

5 営業日時

営業日	月～金曜日
営業時間	8時30分～17時30分（緊急時は携帯電話転送にて24時間対応可能）
営業しない日	土、日、祝、祭日、年末年始（12月31日～1月3日）

6 サービスの概要

(1) 居宅サービス計画の作成

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者等に提供し、サービスの選択をしていただきます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案の内容、介護保険給付の有無、利用料等について利用者等に説明し、文書による同意を確認します。

- ⑤ 利用者は、居宅サービス計画の原案に同意しない場合は、事業所に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

(2) サービス実施状況の把握・再評価

- ① 居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 上記の把握にあたっては、利用者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、一月に一回実施状況の把握の結果を記録します。

面接は原則利用者の居宅を訪問しますが、少なくとも二月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができます(ただし次のいずれにも該当する場合)。

- ・ 利用者の同意を得ること
- ・ 利用者の状態が安定していること
- ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
- ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報提供を受けること

- ③ 居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

(3) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設の紹介を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、また事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(5) 要介護認定の代行申請

- ① 利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行えるようにします。
- ② 利用者が希望する場合は、要介護認定及び要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

(6) 給付管理票の作成

居宅サービス計画の作成後、その内容に基づき毎月の給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(7) 苦情相談

利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービスまたは

居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対し迅速に対応します。窓口は下記 9 のとおりとします。

(8) 地域包括支援センターからの委託業務

地域包括支援センターからの認定調査、要支援の利用者への居宅介護支援サービスの委託業務を行います。

(9) 公正中立のケアマネジメントの確保

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

7 利用者負担金

(1) 居宅介護支援の利用料

※別紙参照 「居宅介護支援料金表」

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じた利用者負担金を支払い、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各市町村の窓口に出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

8 個人情報の利用及び秘密保持

※契約書記載の通りとします。

9 苦情申立窓口

当事業所相談窓口	責任者	鈴木 良子
	電話番号	025-362-0277
	対応時間	平日8時30分～17時30分
新潟市南区役所 健康福祉課高齢介護係	電話番号	025-372-6320
	対応時間	平日8時30分～17時30分
新潟市役所 介護保険課	電話番号	025-226-1273
	対応時間	平日8時30分～17時30分

国民健康保険団体連合会	電話番号	025－285－3022
	対応時間	平日9時00分～17時00分

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族へ連絡をします。

主治医	病・医院名	
	氏 名	
	電 話	
	住 所	

ご家族	氏 名	
	電 話	①
		②
	住 所	

サービス提供中の事故発生においては、上記以外に市介護保険課へ報告をします。

新潟市役所 介護保険課	025－226－1273
-------------	--------------

11 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 入院されたときは、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関へお知らせください。

12 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の
利用状況

※(別紙 2)の通りとします。